別記第１の２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　の管理権原者について

私、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、又は私の選任した（防火管

理者・防災管理者）は、伊丹市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に存する、

　　　　　　　　　　　　　　　　の（防火・防災）の管理に関し、全ての賃借人から、次の権

限を付与されています。よって、私は、当該対象物の（消防法（昭和２３年法律第１８６号）第

８条第１項・消防法（昭和２３年法律第１８６号）第３６条第１項において読み替えて準用する

第８条第１項）に定める「管理について権原を有する者」となります。なお、各賃貸部分の賃借
人からの委任状況は別添のとおりです。

付与されている権限（チェックした権限）

□　各賃貸部分を含めた　　　　　　　　　　　　　　　　全体の（防火・防災）に関する権限

□　（防火管理上・防災管理上）必要なときに　　　　　　　　　　　　　　の各賃貸部分に立
ち入ることができる権限

□　各賃借人又はその関係者に対し（防火・防災）に係る必要な指示を与える権限

備考　（）のうち該当しないものは消して使用すること。